

大分市自治基本条例検討委員会  
第15回 理念部会

平成23年7月15日(金) 15時30分～  
大分市役所 本庁舎5階 503会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 部会長の選任について

(2) 前文の対案に係る検討について

(3) 「まちづくり」の定義について

(4) その他

< 現状前文案 >

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市まちづくり自治基本条例を制定します。

## 「自治」と「まちづくり」の定義について

### 定義をする場合の他都市の例

#### 自治

- ・自分たちの地域は自分たちで責任を持ち、自ら治めることをいう。  
（新潟県妙高市）
- ・まちづくり及び市政により構成される住民自治、団体自治の総体をいう。  
（香川県善通寺市）
- ・市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。  
（長野県飯田市）
- ・市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことをいう。  
（埼玉県川口市）

#### まちづくり

- ・快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。  
（北海道札幌市）
- ・市民生活に係る様々な分野において、地域等を、より良いものとするための取組をいう。  
（岐阜県岐阜市）
- ・市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。  
（神奈川県平塚市）
- ・自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。  
（熊本県熊本市）

## 一般的な用語の意味

### 自治

- ・ある組織、団体において、自己の集団意思を自主的に形成し、集団内の生活関係を自律的に処理すること。  
(有斐閣 法律用語辞典 / 内閣法制局法令用語研究会編)
- ・一般に人や団体が自らのことを自らの手で処理することをいう。  
(日本大百科全書 / 小学館)
- ・自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること。  
(大辞泉 / ジャパンナレッジ)
- ・人民が国の機関によらず自らの手で行政を行うこと。特に、地域団体による地方自治をさすことが多い。  
(大辞林 / 三省堂)

### まちづくり

一応の定義としては「ある地域(まち)が抱えている課題に対して、ハード・ソフト両面から課題の解決を図ろうとするプロセスのこと」と捉えることができる。まちづくりは住民が主体となって、あるいは行政と住民とによる協働によるもの、と捉えられることが多い。  
(ウィキペディア)

## 定義をした場合のメリット

**自治**：一般的には、「自治体」、「自治会」及び「自治委員」など、身近で使用している言葉のイメージで捉えられることが多いものの、「自治」そのものの言葉の意味が明確に理解されていることは少ないのではないかと考えられる。

自治基本条例の制定に当たり、定義することで再確認できる。

**まちづくり**：一般的に、「街（町）づくり」として、ハード面の整備を思い浮かべるケースが多いものと思われるが、ここでの「まちづくり」は市民活動を含む市政全般を指す意味で用いられており、全国的にも明確な定義がないため、自治基本条例の制定に当たり、定義することで大分市のまちづくりがイメージできる。

## 定義をした場合のデメリット

**自治**：言葉そのものの一般的な意味は、左記のとおりシンプルなものである。しかしながら、現在の条文案では、どちらかというところ「住民自治（ 1 ）」、「団体自治（ 2 ）」、「地方自治（ 3 ）」などの意味に近い使われ方をされており、そうした実際の文中における使われ方とは異なる一般的な言葉の定義のみを置くことが、果たして適切かどうかという問題がある。

また、仮に実際の文中における使われ方に沿った定義を置く場合には、結果的に、その定義された意味合いの範囲でしか使えなくなるため、あまり限定的な定義であってはならないが、一方で、あまりにも長過ぎて分かりにくい表現になってしまうと、定義した意味自体がなくなってしまうので、その点に注意しながら、文面を慎重に検討しなければならない。

**まちづくり**：他の個別条例等においても、「まちづくり」という言葉はよく使われることから、自治基本条例に「まちづくり」を具体的に定義する場合は、最高規範性という意味合いからも、他の条例等において使用する「まちづくり」の意義を制限する可能性があり、語句の解釈がその内容に偏ってしまう可能性があり得る。

- ( 1 ) 住民自治：地方における行政を行う場合にその地方の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと。
- ( 2 ) 団体自治：一定の地域を基礎とする国から独立した団体（地方公共団体等）を設け、この団体の権限と責任において地域の行政を処理するとする原則のこと。
- ( 3 ) 地方自治：地方における行政につき、国家とは別の人格を有する地方公共団体を設けて、その権限と責任において行わせ（団体自治）、その事務の処理を地方の住民が自らの意思において行うものとする（住民自治）こと。

( 1、 2、 3 有斐閣 法律用語辞典 / 内閣法制局法令用語研究会編 )

## 定義について

### 1. 「まちづくり」の定義について

「まちづくり」とは、「市や地域（まち）が抱えている市民共通の希望や課題を、住民が主体となり、あるいは行政と住民とによる協働によって、ハード・ソフト両面から実現もしくは解決しようとする行為またはその過程」をいう。

大分市の場合、この「まち」という言葉で象徴されるものは、既存の「まち」であり、新たに「つくる」ことを指し示すものではない。また、建物や道路といったハード面よりは、市民協働や地域における住民活動の活性化など、ソフト面を中心に語られるべき性格を帯びている。また、コミュニティーの再生という意味合いも含んでいると言える。

このように、「まちづくり」という言葉は、多岐にわたる意味や価値観を含んでいることから、むしろ明確な定義をせず、都市開発あるいは地域社会の活性化など、世代や論じる人によって様々な捉え方ができる余地を残すべき言葉であると考え。従って、敢えて条文によってその定義を固定することを避け、その解釈をこの条文を読む一人ひとりの想いに委ねるべきと考える。

### 2. 「自治」の定義について

「自治」とは、一般的には「自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること」であるが、一方で、「自治」という言葉の持つ意味や解釈、価値観は、それを求める民族・地域・共同体などの歴史や文化、社会環境などによって大きく変化する。

本条例における「自治」という文言については、これを敢えて定義せず、国・地方の政治状況や政策の変化などを踏まえた、その時々での市民の解釈に委ねることがむしろ妥当であると考え。

## 前文への人権の反映について

### 人権に係る検討経緯

パブリックコメントと並行して職員意見の募集をした際に、「『基本理念』や『基本原則』のなかに人権を表現できないか」という意見あり。

平成23年2月1日、第13回理念部会で事務局の「基本理念」、「基本原則」に人権を繁栄させた検討案を提示。

「市民」と「議会」、「行政」の協働のルールである条例の理念と原則に「人権」を反映させると「文章のつながりが悪くなる」、「唐突感が出る」等、収まりが悪くなる旨を報告。再度検討させて欲しい旨を提案する。

法制室にも議論に加わってもらい、「人権」を本条例に反映させる手段を検討。反映させ得る箇所として、

前文に盛り込む

第5条（市民の権利）に盛り込む

多様な文化の尊重に盛り込む

新たに条文を加える

の4つの候補を立てる中協議した。

基本的にこの条例が目指すものは「市民」、「議会」、「行政」の役割分担を定め、まちづくりに取り組むものであることから、「人権」という視点は大事ではあるがなじみにくいという現実があることから、一番、影響無くなじませられるのは第5条（市民の権利）の中であることを確認。これを部会代表者会議で提案した後に全体会議に諮っている。

## 参考

理念部会でも、前文や基本理念、基本原則の議論の中で、過去、「人権」という要素について、議論を行ってきた。

その中で

- ・日本国憲法に謳われる基本的人権の尊重を、あえてこの条例に入れる必要があるのか
- ・人権という言葉の重さから、その言葉を使わずに人権尊重のニュアンスを表現できないか
- ・「原則」の市民総参加の考え方の中には「男女平等」、「大人も子どもも老人も無く」といった前提がある

という議論をする中、「平和で幸福な暮らし（前文）」や「市民の幸せな暮らし（基本理念）」という言葉の中（「幸福」や「幸せ」はその人の権利が守られていなければ感じることはできないという論から。この観点から、前文では「平和で『豊かな』暮らし」という文言が「幸福な」に置き換わった）や、「市民総参加の原則」の中に「差別されない」といった想いを繁栄させたという経緯がある。

## (仮)大分市まちづくり自治基本条例(素案)における前文の修正について

次のとおり、標記に関する修正案を提出いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

### 【前文の修正案】

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれ、また16世紀には国際交流都市が築かれるなど歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

( 3段落目は削除)

わたしたち大分市民は、これからお互いを尊重し共に考え共に行動することで、この豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくため、その道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)を制定します。

---

### <修正箇所の考え方>

「16世紀の国際交流都市～」と「豊後の国の国府」という歴史部分を統一すべきではないかと考え、3段落目の歴史部分を2段落目の歴史部分に統一して修正

歴史部分の統一に伴い3段落目を削除

最終段落については、第21回全体会においての委員(この条例を作るという想いをわかりやすい言葉で)と委員(未来へと引き継ぐためにも今の我々がどうするのか)のご発言を踏まえ、最終段落の1行目に「協働」の考え方を規定し、2行目はそのことによるつなぎ部分の修正(「協働」を規定したため、「～引き継いでいくことを誓い、～」の「誓い」ではつながりがどうかと)

## (仮称) 大分市まちづくり自治基本条例前文 (案)

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称) 大分市まちづくり自治基本条例を制定します。

### 検討文

- ・ 確実に引き継いでいくために、市民の目標となる在り方を定め、本市の最高規範である (仮称) 大分市まちづくり自治基本条例を制定します。
- ・ 確実に引き継いでいくため、市民の目標となる

## 自治基本条例 前文

私たちは、基本的人権の尊重と恒久平和を希求し、だれもが平等で心豊かに暮らせるまちを目指します。

市民自治の主権に基づき、市民一人ひとりが自由な意思でまちづくりにかかわるとともに、豊かな地域社会を築くため、市民参加による市域内分権を確立しなければなりません。

私たちは、より良い公共をみんなで育て上げる住民自治が保障された社会を実現し、もって市民の福祉の向上と持続可能なまちを目指すために、市政の基本的な原則と制度、その運用の指針や市民と市の役割を定める最高規範としての大分市自治基本条例をここに制定します。